

滋賀県国民健康保険保険料水準の統一について

(1) 令和8年度の草津市国民健康保険の税率について

令和7年12月の文教厚生常任委員会協議会において、令和8年度の国民健康保険税率の方針を下記のとおり説明させていただきました。

令和7年度の税率改正においては、令和9年度の県内保険料水準の統一を見据え、基金を2か年で活用するとともに、納付金の伸び率（約3%増）も見通した上で、令和8年度は据え置きで対応できる税率を設定しました。

こうした中、県から示された納付金の仮算定に基づき、令和8年度の予算編成を行った場合、市基金を取り崩した上でも、収支不足となる見込みですが、県としては、令和8年度の診療報酬改定の伸びが仮算定での暫定値（約10%増）までは増えないと見込んでおられることから、被保険者の負担軽減のため、診療報酬改定の結果を踏まえた中で、県剰余金を活用した上で、納付金の本算定の伸び率（※前年比）を約3%増以内に抑えたいと考えておられます。

こうしたことから、「子ども分」を除き、令和8年度の税率は据え置きで対応できるものと見込んでおります。

※ 「子ども分」を除いた納付金の前年からの伸び率

その後、県から示された納付金の本算定では、納付金の伸び率が約3%増以内となったことから、令和8年2月定例会におきまして、令和8年度の国民健康保険税率は、据え置き（子ども分を除く）として、令和8年度当初予算案等の議決をいただきました。

(2) 国民健康保険制度を取り巻く状況について

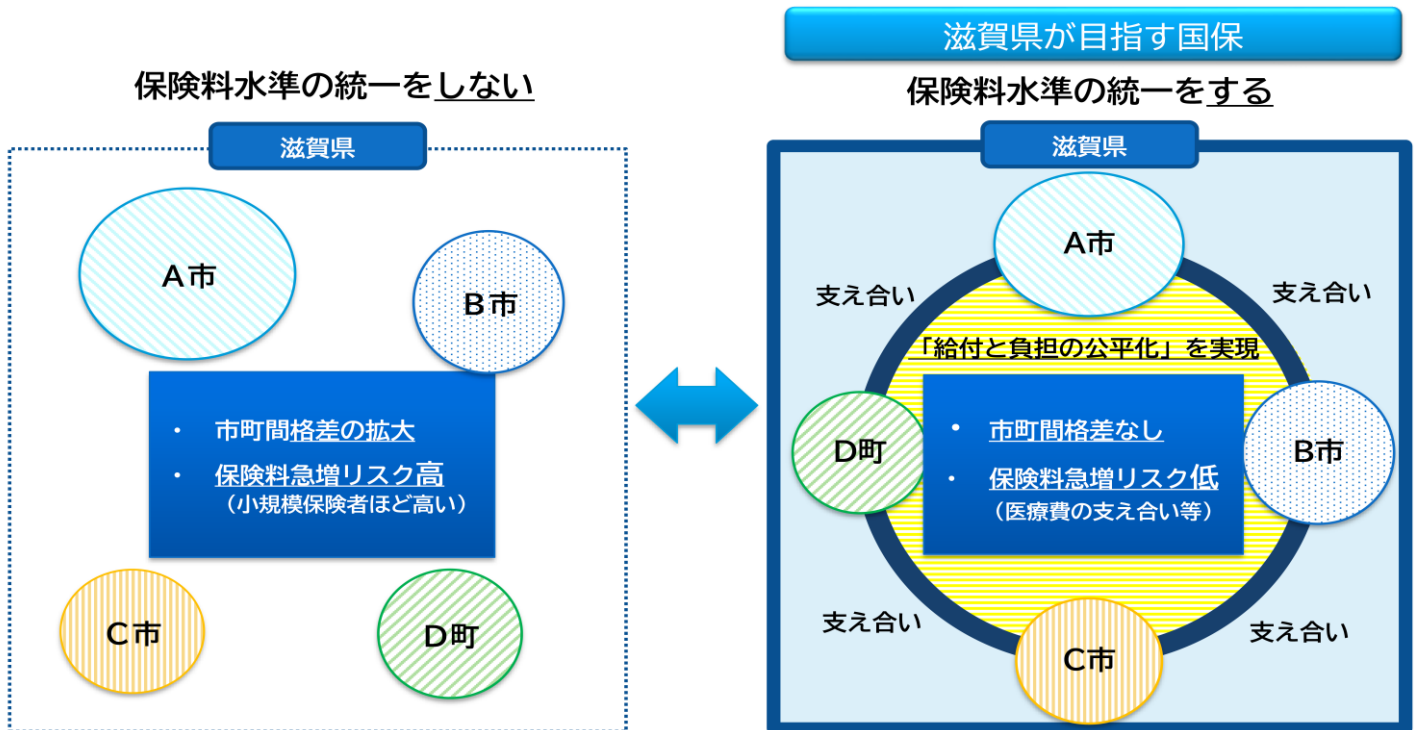
第3期滋賀県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）（以下「県国保運営方針」という。）において、県内保険料水準の統一時期については、原則、令和9年度（ただし、市町の個別の事情を考慮し、令和11年度までを移行期間）とすることが明記されました。県国保運営方針の中では、保険料水準の統一に向けた更なる財政安定化のための対策として、納付金の精算制度（納付金と市町が徴収した保険料（税）等の過不足を精算する制度）の導入などを目指すとされており、県および県内市町との間で、保険料水準の統一に向けた協議を進めております。

また、今年度、県では、令和9年度の県内保険料水準の統一に向けて、県国保運営方針に県内保険料水準の統一に係る事項を明記するため、県国保運営方針の中間見直しに取り組まれています。

(3) 県内保険料水準の統一について

① 県内保険料水準の統一を行う目的

県内市町の支え合いを強化し、「保険料負担と給付の公平化」および「持続可能な国民健康保険の運営」を実現すること



② 県内保険料水準の統一の定義・メリット

● 定義

- ・ 県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる

● 統一によるメリット

- ・ 同じ世帯構成、所得であれば県内どこに住んでも同じ保険料となり、公平性、透明性が高まる
- ・ 特定の市町で高額な医療費が発生した場合においても、保険料の変動を抑えることができる

③ 標準保険料

- ・ 標準保険料とは、標準的な保険料を県が示すもので、具体的には、翌年度の医療給付費などの歳出、また国交付金等の歳入等を、県が推計して算定しているもの
- ・ 国民健康保険は、平成30年度から都道府県が中心となって財政運営することとなったが、実際の保険料は、各市町が決定している
- ・ 各市町は県の示す標準保険料を参考にして実際の保険料を決定している
- ・ 県内保険料水準の統一の際は、各市町が県の示す標準保険料を実際の保険料として決定することとなる

④ 県内保険料水準の概要

● 開始時期

- ・原則、令和9年度（ただし、市町の個別の事情を考慮し、令和11年度までを移行期間）とする

● 保険料水準の統一にかかる主な統一項目等

《 5～7の項目については、県国保運営方針の中間見直しにおいて明記される予定 》

	項目		実施時期
1	算定方式	所得割、均等割、平等割の3方式	平成30年度の国保の 都道府県単位化以降 実施済
2	標準的な賦課割合	「応能割」：「応益割」＝「1」：「1」 「均等割」：「平等割」＝「70」：「30」	
3	医療費水準の反映	反映させない（医療費は県全体で支え合う）	
4	標準的な収納率の反映	反映させる（収納率の差は県全体で分かち合う）	
5	地単事業の繰入金基準等の取扱い	○繰入金率32%（市町単独事業分、県・市町共同事業分） （※1）	県内保険料水準の統一 と合わせて実施
6	保険料（税）および一部負担金減免基準の標準化	○法77条が想定する制度趣旨に基づく減免基準を統一化する （※2）	
7	市町の国保財政安定に係る対策	○納付金の精算制度の開始（※3） ○県2号繰入金の拡充（※3）	

（※1）・本市の現在の繰入金率は100%であることから、保険料水準の統一後は、繰入金率が32%で統一されることに伴い、繰入金が減少し、国保税約4%程度の増加要因となるが、県としては、県剰余金等を活用することにより、影響が出ないよう対応される見込み

（※2）・本市の減免基準についても、原則、法に基づき減免を行っていることから、保険料水準の統一後も大きな影響はない

（※3）・県内保険料水準の統一税率を設定した市町に対して、納付金と保険料等の過不足を県が精算（財政保証）する制度であり、収支がプラスになった場合は、余剰分を翌々年度に県に納付し、収支がマイナスとなった場合は、不足分を県が県2号繰入金で補填する（県2号繰入金の拡充）

- 今年度、県では、令和9年度の県内保険料水準の統一に向けて、県国保運営方針に県内保険料水準の統一に係る事項を明記するため、県国保運営方針の中間見直しに取り組まれています。
- 本市におきましても、令和9年度の県内保険料水準の統一を見据えて、国民健康保険財政の運営を行ってきたことから、基金保有額は、過年度と比べて大きく減少している状況です（45,640千円（令和8年度末見込））。
- 県内保険料水準の統一の際には、各市町が県の示す標準保険料を実際の保険料として決定することとなりますが、各市町の保険料は、基金等を活用することにより、保険料を抑制してきたため、標準保険料よりも低い保険料となっています。
- こうした中、県では、県内保険料水準の統一の際、統一の影響（繰入金の減額等）により、保険料が増加しないよう、県国民健康保険特別会計の剰余金等を十分に活用し、被保険者の負担軽減を図るとともに、市町の赤字補填等の財政保証を行う納付金の精算制度の導入をされますので、本市におきましても、持続可能な国民健康保険の運営の実現のため、引き続き、県内保険料水準の統一に向けた取組を進めてまいります。
- 県内保険料水準の統一の具体的な保険料につきましては、11月下旬頃に、県から令和9年度の標準保険料率（仮算定）が示されることから、再度、12月に文教厚生常任委員会協議会で御協議をお願いしたいと考えております。

国民健康保険税率の推移(H26～R8)

資料2

	引き上げ
	引き下げ
	新設

【医療分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税 率	所 得 割	6.80%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%	6.90%	6.90%
	均 等 割	27,700円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	25,100円	29,000円	29,000円
	平 等 割	20,200円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	17,900円	19,000円	19,000円
	賦課限度額	51万円	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円	67万円

【後期高齢者支援金分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税 率	所 得 割	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.70%	2.70%
	均 等 割	9,900円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	11,200円	11,200円
	平 等 割	7,600円	7,500円	7,500円	7,500円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,300円	7,300円
	賦課限度額	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円	26万円

【介護分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税 率	所 得 割	2.80%	2.80%	2.30%	2.30%	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%	2.40%	2.40%
	均 等 割	14,800円	13,900円	12,400円	12,400円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	10,700円	11,500円	11,500円
	平 等 割	8,400円	8,200円	6,800円	6,800円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	6,100円	6,100円
	賦課限度額	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

【子ども分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税 率	所 得 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.25%
	均 等 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,221円
	平 等 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	754円
	18歳以上均等割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54円
	賦課限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3万円

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (年度末見込)
年度末基金 保有額(千円)	953,943	824,631	542,671	662,304	960,281	660,067	469,887	580,245	551,091	377,521	52,384	63,530	45,640

県内市町の令和8年度国民健康保険料(税)

【モデル世帯】滋賀県が令和4年度標準保険料率仮算定時に採用されたもの
●給与収入350万円 ●40歳代夫婦および子ども1人世帯（所得は世帯主のみ）
●夫婦介護負担あり ※子どもは就学児であるものとする。

資料3

保険者名 増減：／＼ (子ども分除く)	令和8年度料(税)率													モデル世帯負担額(※)					
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分				子ども分除く		全体			
	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	18歳以上被保険者均等割(円)	平等割(円)	金額	最高額との差額	金額	最高額との差額		
多賀町 ㊦	8.02%	33,100	22,400	2.83%	11,500	7,900	2.38%	12,500	6,200	0.28%	1,165	35	729	451,800	—	1	460,300	—	1
豊郷町 ㊦	7.47%	28,900	19,800	3.04%	11,200	7,600	2.53%	11,700	5,800	0.27%	1,139	88	744	429,700	△ 22,100	2	438,100	△ 22,200	2
甲良町 ㊦	7.50%	28,000	20,600	2.90%	10,200	7,400	2.46%	11,000	5,800	0.27%	1,081	67	756	419,800	△ 32,000	3	428,000	△ 32,300	3
栗東市 ㊦	7.10%	31,000	20,300	2.68%	11,300	7,700	2.25%	12,100	6,100	0.27%	1,100	50	700	418,400	△ 33,400	5	426,600	△ 33,700	4
東近江市 ㊦	7.10%	31,000	20,000	2.70%	11,200	7,800	2.30%	12,000	6,000	0.20%	1,140	60	700	419,000	△ 32,800	4	425,900	△ 34,400	5
野洲市	7.24%	30,300	20,600	2.70%	11,100	7,500	2.22%	11,400	5,700	0.27%	1,100	40	700	416,500	△ 35,300	6	424,700	△ 35,600	6
日野町	7.20%	28,000	20,000	2.90%	11,000	8,500	2.35%	11,500	6,500	0.27%	1,150	70	740	416,300	△ 35,500	7	424,700	△ 35,600	7
近江八幡市 ㊦	7.18%	30,300	19,800	2.72%	11,000	7,600	2.31%	11,200	5,500	0.25%	1,155	45	700	415,900	△ 35,900	8	423,800	△ 36,500	8
彦根市	7.12%	29,800	19,800	2.72%	11,100	7,400	2.36%	11,300	5,600	0.27%	1,152	48	700	414,600	△ 37,200	9	422,900	△ 37,400	9
湖南市 ㊦	7.15%	30,500	20,500	2.60%	11,000	7,500	2.25%	11,600	5,700	0.27%	1,178	49	744	414,100	△ 37,700	10	422,500	△ 37,800	10
大津市 ㊦	7.10%	30,900	19,200	2.50%	11,400	6,900	2.40%	11,100	5,400	0.25%	1,105	42	691	413,300	△ 38,500	11	421,100	△ 39,200	11
草津市	6.90%	29,000	19,000	2.70%	11,200	7,300	2.40%	11,500	6,100	0.25%	1,221	54	754	408,600	△ 43,200	12	416,700	△ 43,600	12
甲賀市	7.35%	25,700	20,800	2.70%	9,900	7,300	2.35%	10,800	6,000	0.27%	1,160	40	700	402,800	△ 49,000	14	411,100	△ 49,200	13
長浜市 ㊦	6.70%	28,500	19,300	2.61%	11,700	7,500	2.34%	12,000	5,900	0.25%	1,150	50	740	403,100	△ 48,700	13	411,000	△ 49,300	14
米原市 ㊦	6.44%	28,200	17,800	2.76%	12,100	7,600	2.40%	12,300	6,100	0.27%	1,200	39	700	401,900	△ 49,900	15	410,300	△ 50,000	15
高島市 ㊦	7.00%	28,600	19,600	2.50%	10,400	7,000	2.30%	11,000	5,600	0.27%	1,192	35	744	400,100	△ 51,700	16	408,500	△ 51,800	16
愛荘町 ㊦	6.72%	29,000	19,000	2.53%	10,000	8,000	2.11%	11,000	6,000	0.25%	1,150	77	769	392,200	△ 59,600	17	400,200	△ 60,100	17
守山市 ㊦	6.41%	27,600	15,600	2.45%	12,400	7,800	2.31%	12,600	6,200	0.24%	1,300	100	800	391,400	△ 60,400	18	399,600	△ 60,700	18
竜王町 ㊦	6.00%	27,000	19,400	2.50%	10,200	7,600	2.10%	11,800	6,000	0.20%	1,100	60	800	373,800	△ 78,000	19	380,800	△ 79,500	19
県内平均	7.04%	29,232	19,658	2.69%	11,047	7,574	2.32%	11,600	5,905	0.26%	1,155	55	732	410,700			418,779		
R8 標準保険料	7.55%	33,064	20,914	2.76%	12,027	7,608	2.40%	12,340	6,087	0.27%	1,177	50	744	441,000			449,400		

※：「モデル世帯負担額」については、県内市町が公表されている税率に基づき、草津市が独自に算出した負担額になります。

県内市町の令和7年度国民健康保険料(税)

【モデル世帯】滋賀県が令和4年度標準保険料率仮算定時に採用されたもの
●給与収入350万円 ●40歳代夫婦および子ども1人世帯（所得は世帯主のみ）
●夫婦介護負担あり ※子どもは就学児であるものとする。

保険者名	令和7年度料(税)率													モデル世帯負担額(※)		
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分				全体		
	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	18歳以上被保険者均等割(円)	平等割(円)	金額	最高額との差額	
多賀町	7.87%	32,300	22,400	2.83%	11,500	7,900	2.38%	12,500	6,200	－	－	－	－	446,500	－	1
野洲市	7.24%	30,300	20,600	2.70%	11,100	7,500	2.22%	11,400	5,700	－	－	－	－	416,500	△ 30,000	2
日野町	7.20%	28,000	20,000	2.90%	11,000	8,500	2.35%	11,500	6,500	－	－	－	－	416,300	△ 30,200	3
大津市	7.10%	30,300	19,800	2.60%	11,100	7,500	2.50%	10,800	5,400	－	－	－	－	415,100	△ 31,400	4
彦根市	7.12%	29,800	19,800	2.72%	11,100	7,400	2.36%	11,300	5,600	－	－	－	－	414,600	△ 31,900	5
栗東市	7.00%	29,700	20,300	2.68%	11,300	7,700	2.25%	12,100	6,100	－	－	－	－	412,600	△ 33,900	6
豊郷町	7.24%	23,500	17,300	3.31%	10,500	7,700	2.66%	11,100	5,600	－	－	－	－	411,000	△ 35,500	7
守山市	6.57%	29,086	20,670	2.70%	12,193	8,583	2.35%	12,720	6,330	－	－	－	－	410,100	△ 36,400	8
東近江市	6.90%	29,000	20,000	2.70%	11,200	7,800	2.30%	12,000	6,000	－	－	－	－	409,100	△ 37,400	9
草津市	6.90%	29,000	19,000	2.70%	11,200	7,300	2.40%	11,500	6,100	－	－	－	－	408,600	△ 37,900	10
近江八幡市	7.18%	28,100	19,800	2.72%	11,000	7,800	2.31%	10,800	5,300	－	－	－	－	408,500	△ 38,000	11
甲賀市	7.35%	25,700	20,800	2.70%	9,900	7,300	2.35%	10,800	6,000	－	－	－	－	402,800	△ 43,700	12
長浜市	6.70%	27,500	19,500	2.72%	11,400	7,800	2.39%	11,500	5,700	－	－	－	－	401,600	△ 44,900	13
米原市	6.39%	27,500	18,600	2.80%	11,900	8,000	2.36%	12,100	6,000	－	－	－	－	398,900	△ 47,600	14
高島市	7.10%	26,100	19,600	2.60%	9,400	7,000	2.40%	10,700	5,600	－	－	－	－	394,700	△ 51,800	15
湖南市	6.74%	27,900	20,000	2.44%	9,900	7,300	2.09%	10,800	5,300	－	－	－	－	386,100	△ 60,400	16
愛荘町	6.56%	27,000	18,000	2.53%	10,000	8,000	2.11%	11,000	6,000	－	－	－	－	382,100	△ 64,400	17
竜王町	6.00%	25,100	18,900	2.50%	10,200	7,600	2.10%	11,800	6,000	－	－	－	－	367,600	△ 78,900	18
甲良町	6.83%	22,000	18,000	2.42%	8,000	6,000	2.30%	9,000	5,000	－	－	－	－	361,000	△ 85,500	19
県内平均	6.95%	27,783	19,635	2.70%	10,731	7,615	2.33%	11,338	5,812	－	－	－	－	403,353		

※：「モデル世帯負担額」については、県内市町が公表されている税率に基づき、草津市が独自に算出した負担額になります。